

J Aバンク利用者保護等管理方針

標茶町農業協同組合（以下、「当 J A」という。）は、農業協同組合法、その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下、同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。又、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引、又は金融商品の説明（経営相談等を始めとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切、且つ、十分に行う。
- 2 利用者からの相談、苦情等については、公正、迅速、誠実に対応（経営相談等を始めとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られる様、適切、且つ、十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正、且つ、適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止の為の必要、且つ、適切な措置を講じる。
- 4 当 J Aが行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われる様、努める。
- 5 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害される事の無い様、利益相反管理の為の態勢整備に努める。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保、保証契約)、貯金等の受け入れ等において利用者と当 J Aとの間で事業として行われる全ての取引」をいう。

附 則

1. この方針は、平成 22 年 9 月 30 日から実施する。